

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(平成31年北海道条例第1号)

目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 主要農作物等の種子の生産に関する施策(第8条―第15条)

第3章 北海道優良品種認定審議会(第16条―第21条)

第4章 雑則(第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、主要農作物等の種子の生産に関し、基本理念を定め、並びに道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、道が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保を図り、もって本道の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 稲、大麦、小麦及び大豆をいう。
- (2) 主要農作物等 主要農作物並びに小豆、えんどう、いんげん及びそばをいう。
- (3) 優良品種 道内に普及すべき主要農作物等の優良な品種として第8条第1項の規定により認定された品種をいう。
- (4) 優良種子 優良品種の優良な種子をいう。
- (5) 品種育成者 優良品種を育成しようとする者をいう。
- (6) 種子生産者 道の委託若しくは第11条第1項の規定による指定を受けて優良品種の種子を自ら生産する者又は当該者に優良品種の種子の生産を委託するものをいう。
- (7) 関係機関等 優良品種の種子の生産に係る機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 主要農作物等の種子の生産は、優良品種及び優良種子が貴重な財産であるとの認識の下に、優良種子の生産が主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に不可欠であることを旨として行われなければならない。

2 主要農作物等の種子の生産は、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、主要農作物等の種子の生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策の推進に当たっては、品種育成者、種子生産者及び関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

(品種育成者の責務)

第5条 品種育成者は、基本理念にのっとり、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に資する主要農作物等の優良な品種の育成に努めるものとする。

2 品種育成者は、優良品種を育成したときは、種子生産者が優良種子を安定的に生産するために必要な優良品種の種子の提供及び種子の生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

(種子生産者の責務)

第6条 種子生産者は、基本理念にのっとり、種苗法（平成10年法律第83号）に基づく生産又は調整に係る基準を遵守すること等によって主要農作物等の適正な栽培を行うことにより、優良種子を安定的に生産するよう努めるものとする。

2 種子生産者は、優良種子を安定的に生産するために必要な知識及び技術の向上に努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、基本理念にのっとり、道が実施する主要農作物等の種子の生産に関する施策に協力するものとする。

第2章 主要農作物等の種子の生産に関する施策

(優良品種の認定等)

第8条 知事は、収量、品質その他の栽培上又は利用上の特性が優良なものであ

ることその他の知事が定める基準に適合すると認められる主要農作物等の品種を優良品種として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による認定を行うに当たっては、あらかじめ、北海道優良品種認定審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、優良品種が第1項に規定する基準に適合しなくなったときその他優良品種として適当でなくなったと認めるときは、同項の規定による認定を取り消すことができる。
- 5 第3項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(種子計画の策定)

第9条 知事は、毎年度、優良種子の計画的な生産を行うための計画（以下この条において「種子計画」という。）を定めなければならない。

- 2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 優良品種の種子の生産を行うほ場の作付面積
 - (2) 優良品種の種子の生産量
 - (3) 優良品種の種子の備蓄量
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、優良品種の種子の生産に関し必要な事項
- 3 知事は、種子計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、種子計画の変更について準用する。

(主要農作物の原種及び原原種の生産)

第10条 知事は、優良品種（主要農作物に係るものに限る。）の種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産に必要な原原種の生産を行うものとする。

(ほ場の指定)

第11条 知事は、知事以外の者が経営するほ場において優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を優良品種の種子の生産を行うほ場として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、

知事に申請しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定による指定を受けたほ場（次条第1項において「指定種子生産ほ場」という。）において優良品種の種子が適正かつ確実に生産することができなくなったと認めるときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

（ほ場審査及び生産物審査）

第12条 指定種子生産ほ場を経営する者（以下この条において「指定種子生産者」という。）は、次に掲げる審査を受けなければならない。

- (1) ほ場審査 指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物等の生育状況、成熟状況等についての審査
- (2) 生産物審査 指定種子生産ほ場で生産された優良品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査

2 前項各号に掲げる審査は、指定種子生産者からの請求により行うものとする。

3 知事は、前項の請求があったときは、当該職員に第1項各号に掲げる審査を行わせるものとし、その結果について指定種子生産者に対し通知するものとする。

4 第1項各号に掲げる審査の基準及び方法は、知事が定める。

5 第3項に規定する当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、指定種子生産者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

（指導等）

第13条 知事は、種子生産者に対し、主要農作物等の優良な種子の生産のために必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

（知的財産権の保護）

第14条 知事は、優良品種に係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、品種育成者に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

（財政上の措置）

第15条 道は、主要農作物等の種子の生産に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道優良品種認定審議会

（設置）

第16条 第8条第1項の規定による優良品種の認定（次条において「優良品種の認定」という。）について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道優良品種認定審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第17条 審議会は、優良品種の認定及びその取消しに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べるものとする。

（組織）

第18条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農業に係る団体の役職員
- (3) 消費者であつて、主要農作物等に関する知見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第20条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会長への委任）

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事が主要農作物等の優良な品種として認めたものであって、優良品種に相当するものは、施行日以後においては、第8条第1項の規定にかかわらず、優良品種とみなす。

3 施行日前に知事が定めた主要農作物等の種子の生産に関する計画であって、第9条第1項の種子計画に相当するものは、施行日以後においては、同項の種子計画とみなす。

4 施行日前に知事が主要農作物等の種子の生産を行うほ場として認めたほ場であって、第11条第3項の指定種子生産ほ場に相当するものは、施行日以後においては、同条第1項の規定にかかわらず、同条第3項の指定種子生産ほ場とみなす。

(検討)

5 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。